

## 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第3回）議事要録

### ○日時

令和5年（2023年）10月27日（金）14時00分～16時00分

### ○場所

西宮市役所本庁 8階 A813会議室

### ○出席委員

大谷会長、潮谷副会長、木津委員、柴田委員、清水委員、角野委員、竹久委員、中村委員、服部委員、原委員、藤田委員、増田委員、宮光委員、山中委員、山本委員 計15名

### ○傍聴者

2名

### ○次第

1. 開会
2. 傍聴の許可
3. 議事  
(1) 西宮市障害福祉推進計画（素案）について
4. 閉会

### ○資料

- ・西宮市障害福祉推進計画（素案）
- ・【参考資料】西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第2回）議事要録

### ○事務局

健康福祉局長、福祉総括室長、福祉部長、生活支援部長、障害福祉課、生活支援課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、地域保健課、健康増進課、保健予防課、子育て事業部長、こども未来部長、診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、学校教育部長、学校教育課、特別支援教育課

## ○議事要録

### ○会長

本日の議事は、西宮市障害福祉推進計画（素案）について、皆様のご意見、ご審議を賜る。議事は1つではあるが、ボリュームがあるため、次第にある通り3回に分けて事務局から説明していただく。説明ごとに各委員からご意見、ご質問があれば、合わせてお伺いする。それでは事務局から説明をお願いしたい。

#### －西宮市障害福祉推進計画（素案）第1章～第3章・第6章について事務局説明－

### ○会長

今、事務局から説明していただいた部分については、骨子案と大きくは変わらないということである。皆様のご意見、ご質問等があればお伺いしたい。

### ○委員

基本理念、基本目標のところ、過去の計画と見比べて、今回はとてもシンプルだと思って見返していると、基本理念のところ、4つの項目が挙がっていたのがなくなっていた。内容も文面がとても変わってきていると思った。平成30年に作成したものと令和3年に作成したものは、ほとんど中身は一緒なのだが、このあたりどうなのか。今までの西宮で作ってこられた障害福祉推進計画の文脈から言うと、もう少し増えても良かったのではないかと感じているが、いかがか。

### ○会長

この基本的なところについては、前回ご議論いただいているが、確認のために事務局から、その変更について回答をお願いしたい。

### ○事務局

おっしゃる通り、現行の計画では基本理念が4つあり、将来像があり、基本目標が3つある。

今回、体系を整理するにあたり、基本理念については、「ともに生き ともに支える共生のまち西宮」とさせていただきます、基本目標は現行の計画の基本目標をベースとし、現行の計画の基本理念の4つも、この基本目標に落とし込むような形で再構成させていただいている。おっしゃる通り、文章量としては減っているのですが、ご意見等あれば、検討させていただきたい。

### ○会長

前回の議論では、整理統合させていただき、基本目標を3点と基本目標に沿ってそれぞれの基本施策も少し再編をさせていただいた。それから重点目標ということで、星印をつけている。この点について、ほかの委員より意見はないか。

意見がないようであるので、先に進めさせていただく。事務局から説明をお願いしたい。

#### －西宮市障害福祉推進計画（素案）第4章について事務局説明－

## ○副会長

まず前提として、令和8年度の成果目標は書かれているが、現状はどうなっているのかという数字を入れていただかないと、分かりにくいと思う。実施しているにしても、その実施の回数や、設置済となっているものの場所が何か所あるのかを出していただきたい。前回の計画での目標値の達成も把握できるようにしていただく必要があると思う。前提としてご検討いただきたい。

それと、施設入所者の地域生活への移行について、移行数と削減についての目標値は出てきているが、国の指針では、施設入所者の利用者数を出すことになっていたと思う。またその中で、新たな入所希望、ニーズ及び環境の確認が出ていたと思うが、これはすごく重要なポイントである。待機をされている方のニーズ状況を把握することで、施設入所だけではない選択肢につないでいくことを、基幹で取り組んでいる市町村もあるので、まずは出していただきたい。

また、地域生活支援の充実について、地域生活支援の拠点の整備と運用状況の検証・検討が出ているが、ここでは設置の状況しか書いていない。現状、運用状況の検証・検討がどうなっているのかを、やはり明らかにしていただく必要があると思う。いくつか事業内容、緊急ショートや体系などが、現状どうなっていて、どのような目標値を考えているのか。

あと、重層的体制に触れられているのは、すごく重要なポイントだとは思う。しかし、この図のアウトリーチの支援が、重層的支援会議の後に出てくることに、ものすごく違和感がある。アウトリーチがあって初めて相談につながって、重層的支援体制に関わっていくというのが、アウトリーチの本来の機能である。図が、会議の後につながっていくというのもあるが、一番左側にアウトリーチが来て、どうやってアウトリーチしていくのか。他市で行っているような重度の障害者の方に、手帳を所持しているがサービスの未利用の方に対しての訪問を行うなど、そのような議論につなげていかないといけないので、図も変更のご検討をしていただけたらと思う。以上、たくさんの意見で申し訳ないが、ご検討をお願いしたい。

## ○事務局

第4章では、成果目標についての目標を書いているが、現状が書かれていないことと、目標についてはもう少し具体的に数値を書くことについて、この後の第5章の中では、それを書かせていただいております、第4章でも重ねて書くのか、たとえば参照という形で書くのか、もう少し分かりやすい書き方を検討させていただく。

## ○事務局

施設入所者の地域移行については、国の指針も出ているので、ここに加えるかどうかについて、検討させていただきたい。

地域生活支援拠点について、障害者の特に緊急時の支援に取り組んでおり、昨年度の実績等も出ているので、その数字を盛り込むかどうかにも検討させていただく。

最後の重層的支援体制整備事業について、図の中のアウトリーチの位置であるが、重層的支援会議を経て、支援者が集まって、その支援方針を決めてというところの後なので、出口づくりという位置づけで考えている。参加支援はこれでよいと思うが、その後、単層的な支援体制を、継続的に支援していく仕組みであるので、アウトリーチは、どちらかという課題を発見していく

位置づけである。よってこの場所がよいのか、この図が適切かどうかを再度検討していきたい。

#### ○委員

重層的支援のところ、アウトリーチはいろいろな考え方があると思う。ご本人が手を挙げて、困っていると言わないので、地域福祉で、身近に相談できるつどい場や、拠点整備などをしながら、地域に埋もれている相談を、どうアウトリーチしていくかである。この図自体は、それなりにアウトリーチという機能をもっていると思う。

もう1つのアウトリーチには、周りは困っていると思うが、支援拒否している方がたくさんいらっしゃる。重層的支援会議など、基本、障害は承諾を得ないといけないのか。地域ケア会議や、困窮の会議などは、ご本人の承諾なしで、個人情報をごとまで守るかという中でできたりするが、やはりそういう問題も出てくる。支援者や周りが、いろいろ支援を考えながら、それこそ課題を表面化させていくとか、支援をしていくのも、1つのアウトリーチの形であるので、いろいろなアウトリーチがあると思っている。このアウトリーチというのは、すごくいろんな意味を持っているので、しっかり検討していく必要はあると思った。

#### ○事務局

ただいま補足いただいたように、アウトリーチという意味が広く、この重層的支援対策事業の事業として位置づけられているものと、民生委員が高齢者を訪問する事業など、広く意味があると思うので、その辺りをどう盛り込んでいくかということ、今後検討していきたい。ご意見に感謝する。

#### ○会長

国が言う継続的支援などをどう取り込んでいくかと思っている。

#### ○委員

施策の展開のところ、相談支援・権利擁護支援体制の充実について、西宮市では、成年後見制度利用促進計画として障害者計画に盛り込み、きちんと反映された形でまとめられていることで、上位計画である地域福祉計画整合性の取れた状態になっていると思う。

次に、「共生社会の実現に向けた相互理解の促進」のところ、相互理解の促進という言葉が出てくるが、1つ取り方を間違えると、健常者側のことも理解を求める、いわゆるパートナーリズムの象徴のように取られがちになってしまう部分があると思う。あくまでも「共生社会の実現に向けた」相互理解の促進であるので、たとえば「人権問題に基づいた理解の促進」のように、きちんとしておかないといけないと思う。権利条約の対日勧告を受けた後の障害者計画とすれば、あいサポートや様々な人が単なる表面的な障害者理解ではなく、いわば人権問題に基づいていることをかなり厳格に反映しておく必要があると思う。

そのあとの地域福祉の推進のところ、重層的支援体制整備事業の図が入るが、地域福祉の推進というよりも、障害のある人を主体とした共生のまちづくりの推進など、きちんと主体形成の方向感を明確にした文言を1つ入れておく必要がある。1つ1つの項目についても、地域福祉の推進や、学校や地域における福祉教育の推進であるが、この書き回しを、障害のある人が主体と

なって地域社会を作っていくというようなニュアンスで、旧来の言い方を、もう少し全般的に改めていく、また人権モデルに基づいた理解の促進であれば、地域自立支援協議会による啓発ではなく協議など、もっとアクティブな形に変えていく必要があると思った。

#### ○会長

啓発という健全者が理解するようなものではなく、準備や当事者も含めて、主体としての地域福祉を作っていく。それも基本は人権、ヒューマンライツという意見だと意識している。

#### ○事務局

この啓発の部分が、施策を単に羅列しているだけのように感じているという印象を与えているということで、共生のまちづくりの推進、その理解を促進するという部分である。先程、重層的支援体制整備事業のことを言ったが、西宮市が早くから取り組んできた権利擁護支援、一人一人の権利を尊重する支援という、そこのソーシャルインクルージョンや、多様性を認めるなどのベースがあり、初めて重層的支援体制整備事業が機能するというところを、地域福祉計画でも盛り込んでいる。こちらの書き方を、コンセプトをもう少し出してというように理解させていただいたが、よろしいか。ご意見をお伺いしながら進めていければと思う。

#### ○事務局

現行の計画では、「共生社会の実現に向けた理解の促進」としていて、5月の第1回の策定委員会の際に、そのまま提案したところ、相互理解のほうが良いのではないかとご意見をいただいたことから、相互を付け加え、委員会で同意があったと思う。ただいまのご意見について、改めて相談させていただきたい。

#### ○会長

やりとりをして、文言の整理をお願いしたい。

#### ○委員

福祉的就労の充実のところ、ジョブステーション西宮を中心にと書いていただいております、このような計画は他市にはないだろうと思うので、ありがたい。

ただ、優先発注を通じた支援のところ、西宮市は優先発注の金額は群を抜いて多いが、業務内容には偏りがあると思っており、ほとんどが草刈りである。障害のある人達で、草刈りが得意な方もいらっしゃるが、そうではない方もいらっしゃるのでは、やはりいろんな仕事が出てきてもらいたいという思いが、私たち共同受注窓口のほか、事業所にもあると思う。優先調達推進法ができて10年経つが、なかなか市役所の中には浸透しきれていないのではないかと考えている。優先調達の毎年の目標というのが金額で必ず立てられているが、金額は元々大きいので、金額的には問題ない。できるかどうか分からないが、種類を増やすというような目標を立てたり、その数値目標を計画に載せることができないかと思う。

#### ○委員

地域生活への移行の促進と、地域生活支援の充実のところ、居住環境の整備とあるが、障害福祉計画なので、グループホームの整備について記載があるのは当然のことだと思うが、民間住宅についてもここで触れられている。なかなか障害福祉政策課だけでは難しい実態があるかと思うが、かなり長期的な課題として、障害分野だけではなくて、外国人や一人親の方達からも幅広く、西宮は民間住宅が借りづらいという声をよく聞く。

以前、生活保護を受給しようとしている人を不動産屋にお連れした時に、生活保護の人はなかなか受けてもらえないと、かつ、精神障害の人はもっと受けられないというようなことを不動産屋が当事者に説明していた。実態として大家達が、貸しにくい状況であり、大家一人一人の理解を進めていくだけでは、限界があると感じている。住宅部局もいろいろなことをされていると思うが、これから高齢社会がさらに進んでいき、障害のある人達も一人で暮らしていかなければならない中で、もう少しここに力を入れないといけないと思う。もう少し民間賃貸住宅の問題についても、積極的に関わっていくような文言があればよいと思う。またご一緒に検討いただきたい。

#### ○会長

特にこのあたりは県が中心なので、市町村がどの程度踏み込めるのか、あるいは西宮を含む広域でそういう取り組みをするのか、西宮独自でするのかなど、いろんな3層構造が今、障害福祉サービスにも設定されている。西宮にしかできないこともあるし、連携しないとできないこともあるので、そこを押さえながら進めていくことが大事な要素なのではと改めて思う。

#### ○委員

きれいにまとめていただいてありがたい。前にも発言させてもらったが、今やはり人材不足がすごく問題になっている。それについては人材の確保と質の向上でまとめていただいている。たとえば相談支援の推進の部分で、相談支援専門員との連携によるなど、いろいろなところに専門職が出てくるが、実際はそういう人の確保が非常に難しい。そういう人達の育成を積極的に行う方策などを、各項目に入れていただけると助かる。今書いているのは、全体的な福祉人材をどうするかレベルだが、専門の方、特に相談支援の人は極めて不足している。

それと災害の部分で、福祉避難所を含む避難所の整備の前に、わざわざ感染症対策と今回入っている。おそらく福祉避難所は、今、感染症対策を考慮した福祉避難所というのが必要な段階になっていると思う。できればそういう文言を入れていただいたほうが、今、一般的な福祉避難所で、感染対策ができないものを作っても問題だと思う。

#### ○会長

人材育成と、感染症対策を含めた福祉避難所も求められるということについて、文言を入れていただくか、また検討いただければと思う。

#### ○委員

災害・感染症対策に関する体制の整備のところ、これは要支援避難者のことが書かれていると思うが、地域で活動をいろいろしていると難しいとわかる。福祉だけでもどうにもならないし、

地域だけでもどうにもならない。特に進めているのは防災関係の部局だが、そちらの方が必ずしも障害に詳しいわけでもない。ここにも地域防災計画に基づきと書いてあるが、そもそも地域防災計画を立てる時から、それを想定した防災計画になっているかどうか問題である。進めていくにあたり、前提の部分から防災側と福祉側がきちんと協力してやっていかないと、うまく進まない現場や地域では感じている。

#### ○会長

個別の避難行動の計画を作るということで、阪神大震災の経験を踏まえて、県としては、ケアマネや相談支援専門員が地域の住民と共に個別避難計画や避難する体制を作った場合は加算をするという制度がある。西宮ではどの程度できているか。

#### ○事務局

そこまでの取り組みは、西宮市はまだやっていない。

#### ○委員

災害と感染症について、福祉避難所への直接避難はできないと説明を受けた。一般避難所から福祉避難所へ移動させてもらう形になっているが、感染症を考えた場合、非常に危険なことだと思う。コロナが流行したことも受けて、直接福祉避難所に行くというルートも設定してほしいと思う。確実に混乱するのは分かっているので、そのあたりを研究していくというぐらいしか、今のところとは言えないと思っている。我々も無理は言えない。ただ、阪神大震災の時もそうだったが、冬の寒い時期であり、家族が病気のため、避難しなかった。実際に体育館に避難した人から、インフルエンザが流行し、大変だったというのを聞いた。そのようなことが起こらないように、災害かつ感染症発生時期にどうしたらいいか。また新たな問題が出たと思っている。

#### ○委員

基本施策3のライフステージに応じた療育発達支援の充実のところである。こども未来センターや児童発達支援事業所のことを書いているが、ここに書いてある相談支援、相談体制というのは、基本、療育など、発達相談をベースに作っている。子供の相談というのは、もちろん発達など療育的な相談も必要だし、医療的な部分での相談も必要だと思う。療育的に、家庭的にしんどいという相談が入った時に、地域の中で生活していくために、学校と連携しながら、生活基盤を整えていくための相談支援である。同じ相談という言葉でも、すごく幅広い。こども未来センターが今している相談は、おそらく基本相談や、計画相談も合わせて担っていると思う。今、すごく一杯一杯な状態ということは、こちらも認識している。この計画にうたわれている相談という意味合いが、そういった療育、発達だけの相談を充実させて、診察までの期間を短くするのか、OT、ST、PT、そういった相談を充実させるのか、学校の先生のバックアップするのか。大きく捉えた相談の中で、学校では先生達も子供との関わりに困っているのではなく、家庭も含めて、子供の背景にあるものに困っていることも多い。そういったところへのアプローチを充実させていくのか。どこまで書かれているのかが分からない。障害福祉の計画だから発達までなのか、では子供施策の中にそういったものが書かれているのか。私も保育所の先生など、いろんな現場

の方から子供の相談を受ける時に、どうもご飯食べていないような気がするが、その家庭は拒否をするというような、入りにくい相談というものは、一番今、地域の中でも、現場で働く先生方や、支援者も困っていることだと思って、ご質問させていただく。

#### ○会長

療育・発達支援の充実のところを見ていただくと、障害ということを見出すという。そういった障害を際立たせて取り組むということが非常に出ている。

家庭そのものが崩壊している。いわば相談支援というのは、そういう生活を支える、子供も含めた家庭を地域で支える、そういう書き方のほうが適切ではないか。障害児だけ療育というのはいかななものか。いわゆる児童福祉の中で健康に育てられる家庭のような、そういう環境整備が、1つは求められるのではないかとというのがインクルーシブ、いわば共に育つ社会を作る。その最初の分かれ目が一生の分かれ目にならないためにも、療育だけにスポットをあてるのではなく、西宮市としては子供の成長発達、障害があろうがなかろうが、そこを大事にする。いろんな虐待が起こっているところにも、ちゃんと生活が営める。結果として、それが発達につながる。この書き方が求められているのではないかと私も思っている。また検討いただきたい。特にこういった障害だけに特化してしまうと、人としてまず生活をする。うまく環境が整えられて、初めて差別されることのない環境が整えられて、分け隔てされることのない地域社会があって初めて成り立つ支援が、1つ大きな位置を占めてくる。またこの辺のところもご検討いただければと思う。

#### ○委員

保護者や関係機関との連携強化の欄のみやっこファイルについて、私も子供が幼稚園の時に、このようなものがあると聞きしたので作った。小学校にそれを作って持って行っても、小学校では使わないですと言われてショックを受けたことを思い出した。このファイルは、正直なところ、どれだけの周知があって、利用されていらっしゃるのか。これがあることで、本当に連携強化といった部分ができているのかと、そもそもの疑問がある。

#### ○会長

こういったものは作って、そのまま改正されないことがある。

#### ○事務局

現在も継続して、書き方を教えたり、質問ができたりする小グループを作っており、保護者が来られる時に、こういうファイルがあることは伝えていきます。10年ぐらい前は就学相談の時に、学校に保護者が持って来られるというのも、すごく広まっていたが、それぞれ個別の支援計画や、個別の指導計画を学校で作るようになって、それと一緒に見るという形が減ってしまったのかもしれない。得意なことや好きなことなど、こんなことを知ってほしいというようなことを保護者が書いたファイルを持って来られる形は今も続いています。もしかしたら、昔はファイルの外側が統一されていたが、好きなファイルにはさめるようになった時期があったことも一因かも知れない。今はまた統一されている。



## ○事務局

今、学校園では、もちろん個別の教育支援計画を作成しており、保護者や関係機関といろいろ検討しながら作成している。みやっこファイルも含め、保護者や療育機関、相談支援事業者などが個別に作っているさまざまなファイルがあることは承知している。そのいろいろなファイルが、当然個別の教育支援計画を作る重要な参考の資料になると捉えているので、学校のほうに有効に取り組みいただいて、必要に応じて活用いただけるようにしていきたい。

## ○会長

おっしゃっているのは、作ったけれども活用されていないのではということである。

## ○委員

このみやっこファイルというものは、地域自立支援協議会のこども部会で、教育委員会やいろいろな関係機関の方、保健関係の方々と作り上げてきた。元々、このみやっこファイルの目的は、子供達が地域の学校、保育所へ行くにあたり、いろいろなところに訓練に行き、様々な関わり方をされているところで、その関わり方をファイリングしていく。またその子の情報をしっかり集めることで、学校や保育所に行った時に先生方の参考にしてもらうというものである。学校のいろいろな計画を、いろいろな福祉サービスなどの関係機関が知ることで、充実した子供の育ちを応援するということと、それぞれの連携を深めていこうということで、作らせていただいた。悲しい思いをされたことは申し訳ないと思うが、その当時は、教育委員会の方も周知を諮っていただき、学校の校長先生への周知も進め、みやっこファイルの使い方の勉強会の実施や、自立支援協議会とこども未来センターが協力しながらやってきた経過はある。ただ、使っていく中で、みやっこファイルは低学年のうちには使われるが、大きくなったらなかなか使われないようになり、計画相談でも改めて子供の時のことを聞いている。西宮の本人中心支援計画は、関係機関にいろいろご本人の様子を聞いて、支援会議に基づいて、ご本人の成長をどう応援するかである。最近自立支援協議会のこども部会の中でも、みやっこファイルの活用のあり方を協議している最中で、アンケートを取ったりもしている。どれぐらい配布して、どれぐらい利用しているか把握が必要なのではないかという話も出ていたが、実際にはそれが不可能で、どれぐらい利用されているかに関しては今お伝えできないが、活用のあり方については、今、見直し等もかけている最中である。

## ○会長

ご指摘があった通り、いったん作ったら、それで終わり。作るまでは苦労するが、活用されるかどうかまで追跡、評価、あるいは更新していく、そういう連携の仕組みがなく、それで終わってしまったという問題点をおっしゃっていた。教育委員会と福祉とで話し合いがあれば、それを活用してということが共有化して持続されていけば、今のような発言はなくて済む。人が変われば、取組が変わり切れていく。それが怖い。そういう歴史があって今がある。歴史から学ぶといったらおかしいが、それを振り返るには、こういう場でどうなのかというご指摘いただくことの重要さがあると思う。

## ○事務局

10年ぐらい前に、そのファイルありきではなく、コミュニケーションツールにしよう、それを使って、うちの子を知ってほしいと持って行って話そうというのが、作る時のきっかけであった。これを使って一緒に話せるようにしようと、その時は伝えていたと思い出した。今も作っていく方向で続けているので、今後も連携できるように、考えていきたいと思う。

## ○委員

やはり自分の子の特性が口頭で説明するより、文章で書いて見ていただけたほうが可視化できている分、相手の方に伝わりやすいところがあるので、活用できるのであればどんどん活用していきたい。先程おっしゃっていただけたように、反対の立場になった時に、そこを知らないことで、おそらく先程からお話のある、相互理解といった面、どちらを主観として見るのかではないが、こちら側主観ですと、やはりとてもすばらしいサービスである。一方で、見てもらう側から見ると、そこに周知がないことで、うちは使えませんと言われた時の感情の落差がなくなればよいと思っている。

## ○会長

いろいろ改善をしていく必要がある。時間のこともあるので、次の説明を事務局よりお願いしたい。

## ー西宮市障害福祉推進計画（素案）第5章について事務局説明ー

## ○副会長

数点意見がある。1つ目は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところ、県の指標であることから数値が書いていないが、やはり県指標であっても具体的な数値を入れていただきたい。成果目標の協議の場の設置についても、設置をしているこの連絡会というのが、現在何回開かれていて、今後何回を目標にするのか、参加率はどうなっているのかということも、他市では目標を掲げているので、ぜひ入れていただきたいと思う。

次にすごく気になったのが、来年度から自立支援協議会の位置づけが明確になっていく。その中で、今後どうやって会議を定期的に行っていくのか、またそこに参加する人や、それを基幹との関係の中で整理するのが国の基本方針と書いてあるが、目標値が全く示されていない。全てこの基本方針の中身を見ると実施回数や、また配置人数を求めていると思うが、そのあたりが、おそらくそれぞれ今も自立支援協議会の中で、基幹のバックアップの回数を出すことはできると思うので、まず現状を出していただき、どれぐらいの目標値を上げていくのかを整理していただかないと、この結果、国の方針にのっとったものになっていかないと思う。これはぜひ来年度すぐになってくるので、準備をしていただきたい。

最後は質問になるが、障害児のサービス利用の状況で、医療型と居宅訪問型の児童発達支援の利用実績や利用見込みが0や1となっていることは、どういう状況なのか。

## ○事務局

居宅訪問型児童発達支援については、現在、本市での利用の方が実際には1名のみになっており、その数字を反映した見込みになっている。もちろんサービスが必要な方については、サービスが受けられるように施策やサービスにつなげる取り組みを展開していきたいと考えているが、今数字上はこういう形になっている。

#### ○副会長

もしできるのであれば、潜在的なニーズも含めて、目標値を設定したほうがよい。0というのが、すごく気にはなるところであるし、あと放課後等デイサービスと児童発達支援で受け入れている医療的ケア児の状況も分かるのであれば、そこはデータとして入れてもよいと思う。またご検討いただきたい。

#### ○事務局

今後、そういったところを含めて検討していきたいと思う。

#### ○委員

地域生活支援拠点の件で、国も令和4年の改正で位置づけを明確にした上で、今、拠点コーディネーターなどについて、かなり精力的に進めている状況と聞いている。その中で、やはり地域移行を進めることである。勧告のこともあり、地域移行を進める手だてなので、そのことの重要性が少なからず認識されてきている。そこが地域生活支援拠点のところへ、ずっと来ていると思う。ただ財源的なことや諸事情もあった上で、この論議は進んでいくと思う。その状況も踏まえ、本市の取り組みのところはもっと推し進めていくということを書くべきだと思う。また、令和8年度の目標で面的整備が済みになっているが、概念として、面的整備は済むのか。体験の場は実質的に地域移行、家族同居からも、施設からもきちんと実体化することについては、極めて意味を持つものだと思うし、これはもっと機能強化していく必要があるが、その辺りの機能強化や拡大に向けての目標設定が、あまり見えてこないように感じる。

#### ○会長

厚労省は面的整備をするのか、多機能拠点整備をするのかは市町村の考えで整備を図るということで、西宮市としては面的整備という概念でこれを進めるという理解で、こういう表記になったと思うが、それでよいか。

#### ○事務局

西宮市としては、面的整備を進めるということは、拠点の議論があった時に、この策定委員会において合意を得ている。また、国からも必要な機能やその充足の程度は市町村が判断するとされている。やっていることは確かに書いてはいるが、これが充足しているかどうかというところまではこの計画には書けていない。たとえばこれが施設を建てて終わりの整備であれば、確かに済みと書きやすいのはおっしゃる通りである。国は、面的を認めている中で、面的整備を済ませなさいと言っているところもあるので、もちろん行政の中や、自立支援協議会、また策定委員会などでも報告をさせていただきながら、整備についての必要な機能や程度などのご意見をいただ

ければと考えている。

○会長

これは自立支援協議会で評価するのか。

○事務局

評価の仕組みも、まだできていない。ただ令和3年度に、何が足りていないかを協議会の中で検討委員会を立ち上げていただき議論をし、全部は無理なので、まず重要である緊急時の支援について話をしようとなり、緊急時の事業について制度化したところである。その中では相談支援の重要性という意見も挙がったが、コロナのこともあり、なかなか協議会もそればかりできず、止まってしまっている。また相談支援についても協議会でご意見をいただきながら検討したい。

○会長

自立支援協議会では拠点部会というのはないのか。

○委員

先程おっしゃった令和3年度に市で検討委員会を立ち上げていただき、協議会から何人かメンバーが参加し、平常時の関わりが大事であるので、緊急時の対応において、ひとまずサービスを利用されている方達の緊急事態が発生した時に、従来使っていらっしゃる通所で見守りや訪問をするというところが、この制度外支援事業につながった。ただ課題としては福祉サービスにつながっていない人はどうするのかという話や、あとは相談体制をどうしていくかというのが課題で、今、保留になっている状態である。

○会長

せっかく頑張っていただいているので、載せられるものがあれば分かりやすい。

○委員

緊急時における制度外支援事業だが、令和4年度にできて、実績がどうなのかの評価がいる。作ったものがどうだったのか、使われているのか。利用者が高齢化していく中で、病気や状態変化が起きた時に、入院しないといけなくなることが増える。本人が病院に入った時に福祉サービスがそこに入れなくなり、親が健在だった場合に、そこをまた親が担わないといけない、付き添わないといけないようなことが多くなってきている。私達もそこで人を出すと、現場の人が不足してくる状況があり、病院に入ると福祉が切れるみたいなのが、すごく今しんどくなっている。緊急時の解釈なども、また考えなくてはいけないと思っている。

○事務局

緊急時における制度外支援事業の実績だが、令和4年度に1件実績があったが、令和5年度については現在まだ実績がない。相談はいただいはいるが、利用までには至っていない。ただ、この制度の目的の大きなところの1つとしては、やはり相談支援が充実することで、緊急時を緊急

時にしない取り組み、緊急時にそれぞれがどんな役割を果たすのかというところについて認識しようというところにもある。中には利用には至っていないが、その計画をどうしていくかを、今、施設で話し合っているというお話もいただいたことはあるので、意識の醸成には至っている部分もあると思っている。

#### ○委員

第5期、第6期の計画の中でも、地域生活支援拠点整備と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は表裏一体だという話をずっとし続けてきた。厚労省が作っているポンチ絵を参考にしろとは言わないが、包括の中に地域生活支援拠点整備があるので、西宮市としての解釈は、そこを相互に関係している、関連する施策だということを、この中にずっとうたい続けている。どうしてもこの地域包括ケアシステムは、県指標になっているので、具体的な取り組みが一切書かれない。会議を設置しなさいということだけで終了してしまう。地域包括ケアシステムはそうではないと思う。この地域全体で居住も含めて、さまざまなサービス体系などをどうしていくかということは、この西宮市がやろうとしている面的整備の取り組みの一環と非常にリンクするとずっと思い続けているので、ここの表記を、前みたいにしていただけたらと思っている。

#### ○会長

特に地域生活支援拠点、ここは生活介護もそうだが、みんな年を取っていく。通っていたら、この年ぐらいがどうなるのが、分かるのだが、それが事前に分かっているが何もしないため、急遽現れる時は緊急で現れる。こういう事態をなんとか避けたいというのが、この制度の成り立ちではないかなと思っている。つまり生活全体を見渡すというより、その預かる、いわゆる親の立場では一生ずっと見ていかなければならないが、福祉関係はその時間だけ見て、あとは知らないという話ではないということをおそらく伝えたいと思っている。

就労選択支援はどうなっているのか。それともう1点、住宅入居等支援事業がなしとなっており、それでいいとは思いますが、努力はしていると思う。この事業としては展開してないが、さまざまなサービスを提供しているというような文言を書けないか。せっかくやっているのに、それをやる気がないと捉えられるのは、少しおかしいなと思っている。

#### ○事務局

就労選択支援については、今年の3月の厚労省の説明会で概要だけは示された。令和7年度中に実施することとされていて、詳細は決まっていなかったとばかり言われてしまった。とはいえ市としては計画を立てなくてはならないので、昨日、兵庫県からも見込みを立ててほしいという依頼が来た。例えば就労継続支援B型を新規で利用する人を見込んだり、特別支援学校の卒業生の人数を見込むなどして立ててほしいという指示というか参考意見がきたところである。このサービス自体も、まだ報酬単価も出ていなかったり、実施する事業所がどうなるか分からないところや、あと支給決定期間が2週間となっているなど詰めないといけないところがありますが、パブリックコメントまでにはお示しできればと考えている。

#### ○会長

もう1点、来年の4月から差別解消法の改正に伴って、民間事業者の合理的配慮の提供が義務になるので、この促進のようなものを一部入れていただいてもよいと思う。

#### ○委員

先程、合理的配慮のところの議論を聞いていて思ったが、前も言ったように、子供を見ていると、いわゆるトランジション、いろんな段階で元々社会的な制度と教育体制が切れており、そこを移動する時が、すごくハードルが高い。現実には保育園などで、それなりの体制を組んでいても、学校に行く時に、そこでいろいろある。それをなくすために、みやっこファイルというのが作られた。トランジションの問題は別にその段階だけではなく、非常に問題が大きいと思う。今の書き方を見ていると、こども未来センター、発達障害に対する対応と、いわゆるケアの人の対応と、それから学校に行くというのが、書いているだけである。そういう小さい子供が学校へ教育を受ける時に、どのように入っていくかの対策を取るというような具体的なことも書いていただきたい。現実には結構そこで苦労していると思う。

#### ○委員

子供が生まれてから大きくなる間に、みやっこファイルのような途切れない継続的な支援をきちんと、聞こえない子供の発達もそれと関係があるので、ぜひ継続して支援していただきたい。

1つ分からないことがある。私は共生社会を営むために、手話言語を通じて理解を広めていくことが必要だと思う。意思疎通の機会を広めていくことが必要だと思うが、障害福祉計画の中に、手話言語の部分がほとんどなく、どうしてかいつも思っている。相談支援事業所などに、聞こえない人、重複障害者の方も相談があると思う。いろんなコミュニケーション方法があるが、一人一人に合わせたコミュニケーションの方法で楽しく生活できたらいいと考えている。

#### ○事務局

手話等のコミュニケーション手段の尊重としては第4章で「手話等のコミュニケーション手段の尊重」のところに従来通り記載をさせていただいている。これまでの策定委員会でもそうだが、手話等のコミュニケーション手段や、手話が言語であることも非常に大事だし、他の知的障害の方で発語によるコミュニケーションが難しい方なども含めて、条例の周知を通して啓発していくことを、この計画ではうたっている。また「外出・コミュニケーションの支援」で、視覚、聴覚障害者の方に向けたコミュニケーション等の手段の支援について記載をしている。

#### ○委員

他市で中学生の意見なども書いてあるところがある。若い人達が手話通訳者を目指したいと思っている人が少ないのか、手話通訳があることも実際知らないという方がたくさんいる。現状では、子育ても終わって時間があると思う人々が集まって手話通訳者養成講座を受ける人がたくさんいる。でも通訳者になるためには、8年ぐらいかかると言われている。そのような状態で8年後、通訳者になった時の年齢を考えると、私達の世代が今度、高齢になった時に、不安な面もたくさん出てくる。若い人達が手話と出会う機会を作ってほしいと特に思っている。他の障害者も同じだと思っている。

#### ○会長

手話通訳者、特に資格の場合は5%の確率といわれて難しいと聞いている。そういう意味では単に市役所の中でも使える方がいらっしゃれば助かると思う。

#### ○委員

前回の議事録について、いつも私の意見がどこに載っているかと思いつつ見るが、「病院も学校も自治体が作らないとできない」と書いてあるが、それは明らかに間違いである。精神病棟からの退院について、その後どうするかという話なので、私はおそらく言い間違っていないと思うが、グループホームを作ってほしいということを、その時に言ったと思う。これを直していただきたいのと市の中に残す資料を改めて欲しい。次の会議の時に前回の議事録を見せていただくが、言ったことを全部記録されるということは難しい。どなたが録音をして、議事録に残しておられるのか分からないが、こういう間違いがあるというのは、やはり一人ではダメだということである。何人かで行ってほしいということと、それと削除されている時もある。過去に明石市を誉め、西宮市を批判したときは、それはしっかり削除されていた。だからこのテープを起こす人の意思判断でこれを削除するとか、これはやめるとか、そういうことがあっても困ると思う。誰がどういうふうにもこの議事録を起こしているのか。そしてその人の観念で、その通りの文章を、全部書くというのは無理だと思うが、その人の判断で削除したり、ニュアンスが私の言っていることと違うということがある。そのあたりを、やはり普通で、そして間違いのないようにしてほしいと思う。この議事録をどうしているのか聞きたい。

#### ○会長

この会議は録音されているので、必ず名前とマイクを通してほしいということで記録としては担当課でまとめていただいている。全部が全部はおっしゃる通り、載せると膨大な量になるので無理だが、作成したものを課内で見ていただき、最終的に会長のほうに確認の抄録を送ってもらっているので、ご指摘いただいたとしたら、私が見過ごしたというところで大変申し訳ないと改めてお詫びすると共に、きちんと最終的に見させていただくので、今回のところの文言については、また事務局で修正をさせていただく。

#### ○委員

一番言いたかったのは、病院には入っているのですが、病院を作ってほしいと言いたかったわけではない。グループホームを作ってほしいと、自治体を作ってほしいということと言いたかった。

#### ○会長

ご指摘は真摯に受け止めて、私もきちんとするので、申し訳なかった。改めてお詫びを申し上げます。本日の議案については審議をさせていただいた。また改めて議事録を作成する際には、先程いただいたご意見をもとに、きちんと精査をさせていただきたいと思う。大変失礼があったことは、お詫び申し上げます。

○事務局

今後の予定だが、本日いただいたご意見等を踏まえ、素案を修正し、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを行う。もちろんその素案の修正については、今いただいたご意見以外にも追加でご意見等を賜るので、ご協力をお願いしたい。

次回の策定委員会については、2月9日の午前10時から開催する予定としている。会場については、現在調整中で、確定次第お伝えさせていただく。次回の委員会は、計画策定前の最後の委員会となる。パブリックコメントを踏まえた計画の最終案をお示しし、ご審議いただきたいと考えている。

以上